

(ア) 1回(片道)につき500円

(イ) (ア)のほか 駐車場を利用した場合はその実費

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は実費負担とします。

(指定就労移行支援)

(1) 就労訓練に係る材料費の実費

(2) 日用品費の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等個人の便宜にかかる諸費用、経費は実費負担とします。

(表12) 指定生活介護に係る利用者から受領する額

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	食事代	350円
創作的活動等	創作的活動等を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関する費用 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行した場合	1回500円
その他	・ 証明書諸書類の発行代	200円
	・ 事業の実施地域(箕面市、豊中市、池田市及び吹田市)以外の地域に訪問支援をした場合	500円
	・ 駐車料金	実費

支援センターい～な・グーテン(相談支援)

<事業目的>

相談支援事業(特定相談支援事業・障害児相談支援事業・一般相談支援事業)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して常に利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供します。

<運営の方針>

- (1) 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、大阪府、市町村、障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

<事業所の所在地>

大阪府箕面市萱野5丁目12番1号

電話 072-726 - 1141 ファクス 072 - 726 - 1142

<職員配置>

管理者 1名 相談支援専門員 1名

<営業日・営業時間等>

サービス提供日 年中無休

但し、土曜・日曜・国民の祝日と12月29日から1月4日は休業

サービス提供時間 午前9時から午後9時（受付は午後8時まで）

<サービス対象者>

大阪府域の知的障がい児・者、身体障がい児・者、精神障がい児・者、障がい福祉サービスの対象となる難病者等及びその家族

（特定相談支援の対象者）

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障がい児

（障害児相談支援の対象者）

- ・ 障害者通所支援を利用するすべての障がい児

（一般相談支援の対象者）

- ・ 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者
- ・ 精神科病院に入院している障がい者

<サービスの内容>

(特定相談支援・障害児相談支援)

(1) 支給決定時支援

- ① 支給決定時又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「計画」という。以下、同じ。）案を作成します。
- ② 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画作成を行います。

(2) 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ① 市町村が決定した支給期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しをします。（モニタリング）
- ② サービス事業所等との連絡調整を行い、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を推奨します。

(一般相談支援)

(1) 地域移行支援

住宅の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を行います。

(2) 地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を行います。

<サービスの提供方法及び内容>

- (1) 利用者等からの日常生活全般に関する相談を実施します。
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。
- (3) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供します。
- (4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施します。
- (5) サービス利用計画を作成します。
- (6) サービス利用計画の原案を作成するモニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）等を実施します。
- (7) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見をお聞きします。
- (8) サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ます。
- (9) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。
- (10) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行います。

〈その他〉

- (1) 地域生活を希望する施設利用者の移行支援を行い、移行後も地域生活が定着できるよう支援を行います。
- (2) 利用者の権利擁護並びに成年後見制度の利用を支援するための取組みを開始します。

ヘルパー事業（居宅介護・移動支援・重度訪問介護・同行援護）（予定）

〈はじめに〉

ヘルパー事業所は箕面市、豊中市地域を対象とし事業運営を実施する。

利用者が居宅等において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

〈事業目的〉

大阪府等指定の居宅介護・移動支援・重度訪問介護・同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供します。

〈所在地〉箕面市萱野5丁目12番1号

TEL 未定 Fax 未定

〈職員の職種、員数及び職務内容〉

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤職員）
- (3) その他必要な職員

その他の支援センターい～な全体の事業活動

- (1) ボランティアの発掘・確保に努めます。
- (2) 地域に根ざし、開かれた支援センターとなるため近隣の学校、福祉施設、障がい者団体、近隣の店等との交流と連携に一層努めます。
- (3) 家族会の役員会を定期的で開催します。家族会の総会は5月に開催し、事

業報告・事業計画・決算・予算等を審議します。また、必要に応じて臨時役員会及び臨時総会を開催します。

- (4) 育成会支部代表者会議、施設部会、育成会諸行事、懇親会への参加および家族役員会・旅行・育成園の行事に参加し親睦を深めます。
- (5) 機関紙「ささゆり」をはじめい～なの情報提供・発信のあり方を全面的に見直します。
- (6) 福祉を学んでいる学生やヘルパーに実習の機会を提供し福祉の向上のために広く貢献します。
- (7) 実習生・介護職員初任者研修（旧ヘルパー2 級養成講座）生等を受入れ、社会福祉の専門職員による知識、技能等の習得を支援し人材育成のための指導を行います。
- (8) 箕面育成園の生活環境の充実を目指し施設設備の改修・改善に計画的に取り組めます。
- (9) い～なの職員の人権に関する知識理解の醸成及び利用者支援の質の向上を目指し計画的に職員の人権研修を行います。